

URL: <http://www.hijokin.org>
email: sodan@hijokin.org
郵便振替 00950-2-203528
[関西圏大学非常勤講師組合]

非常勤の声

委員長:新屋敷 健
email: take0shin@gmail.com
〒542-0012 大阪市中央区谷町
7丁目 1-39-102 大私教気付

<目次>

- p.1-2 非常勤講師の「契約更新5年上限」に反対する声明
p.2-3 甲南大学との定期団交報告 p.3 立命館大学と定期団交報告
p.3-4 大阪工業大学大幅減ゴマ撤回 p.4 冬期カンパのお願い

非常勤講師の「契約更新5年上限」に反対する声明 期待権は「雇止め法理」に関してはリセットされない

関西圏大学非常勤講師組合執行委員会

8月10日に「労働契約法」が改正されました。今回の法改正は有期雇用労働者の雇用の安定化をどうすすめていくかが中心になっています。その主要内容は、①有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は労働者の申し出により無期労働契約に転換できる。ただし、クーリング期間があれば、その期間後に再度、有期労働契約を結ぶことができる。②有期労働契約の反復更新により無期労働契約と実質的に異なる場合、または有期労働契約の期間満了後に雇用継続の合理的な期待権が認められる場合は「社会的合理的な理由」なしの雇い止めは禁止される。すでに最高裁判例で非正規労働者にも「解雇権濫用の類推適用」が認められているが、これを法制化したものである。③期間の定めがあることによる不合理な労働条件の

差別を禁止する。これは非正規であるという理由だけで低賃金にすることはできない、同じ仕事をしていれば非正規であれ、正規であれ同じ賃金にしなければならない、という内容です。

この改正は、近年日本で正規労働者が減少し非正規労働者が増大する中で、非正規労働者の雇用の安定化と労働条件の改善という国民の要求を一定反映した内容をもったものです。ところが、この法改正の趣旨をまったく理解せず、現在、各大学で、非常勤講師が5年を超えて無期雇用契約になることを避けるために1年契約の契約更新回数を最大4回に制限し最長5年で必ず雇い止めにする、認める場合でも必ずクーリング期間を設定する、そのような内容の非常勤講師の「就業規則」「雇用契約」の改悪が検討されてい

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話:06-6763-3201(大私教・江尻)月の午後、木の午後 メール:sodan@hijokin.org(随時)

ます。これは、現在でも不安定な非常勤講師の雇用をいっそう不安定化させるものであり非常勤講師の労働条件の大きな不利益変更です。また高等教育機関として恥ずべき脱法行為にほかなりませんし、この改悪は非常勤講師の生活を不安定化させるだけでなく、一定期間ごとに非常勤講師を交替させれば教育にも悪影響を及ぼすことは必至で、学生にとっても不利益となるものです。

11月27日に大阪大学から組合に「最長雇用可能性年数を5年以内とする」内容の就業規則の改正を伝えてきました。その他、神戸学院大学でも教職員組合に同様のことを伝えてきています。立命館大学や甲南大学との団体交渉で検討中との回答がありました。これから3月にかけてすべての大学でこのような動きが加速しそうです。組合は、これまでも非常勤講師の更新回数の制限に反対してきましたが、5年で雇い止めの動きには断固反

対する運動を強化していきます。

そこで当組合は、首都圏大学非常勤講師組合と共同で共産党田村智子参院議員の仲介による、厚生労働省陳情を2012年11月28日に行いました。そこでわかったことは、2013年4月1日の労働契約法改正案の施行によって、それ以前の非常勤講師の1年契約の反復更新による期待権が「雇止め法理」に関してはリセットされないこと、そして、この「雇い止め法理」は、施行後に契約の更新上限を定める場合にもかかる、ということです。厚労省の見解によると、単に契約更新に5年上限を定めることは、望ましくないとのこと。

労働契約法改正の趣旨を逆手に取ったこれら大学の動きに対し当組合は各大学の教職員組合や他の大学非正規労働組合と連携し、この改悪に反対する運動を強化します。

2012年11月28日

甲南大学との定期団交報告

11月20日に甲南大学と初めての定期交渉を行いました。主な議題は、労働契約法改正案に伴う大学の対応や、給与ランクの一本化、不開講手当の増額、組合機関誌の非常勤講師のメールボックス配布などです。

労働契約法改正案に関しては、法の趣旨を遵守するという一方で、具体的な対応に関しては検討中とだけ述べ、現在問題になっている、非常勤の5年での雇い止めやクーリング期間の導入などの詳細には触れませんでした。

給与ランクに関しては大卒後の経験年

数による4ランク体系を見直すことは考えていない、15週講義による出講回数の増加に伴う賃上げや定期試験手当の支給もしないという回答でした。

しかし、講義室にチョークをおくことに関しては検討する、給与明細を毎月配布することに関しては、現行の手渡しから大きな変更になるので時間がかかるが検討する、との回答が得られました。また、組合機関誌のメールボックス配布や不開講手当の問題に関しては、他大学の状況を調査する、との回答で、一定の進展が見られました。

現在、甲南大学とは組合員の減ゴマ問題で不当労働行為の救済申し立てを大阪府労働委員会に行くなどの労働問題があり

ますが、今回の定期交渉を労使関係の正常化の足掛かりにしていきたいと思います。

(文責：新屋敷)

立命館大学との定期団交報告

立命館大学と 6 年ぶりの定期団交をおこないました。

一番懸念していた改正労働契約法の適用については、「教学上の必要を最優先しつつ、法律の趣旨を尊重しながら運用する。具体的にどのようにするかは年度内に検討する。検討結果は組合に知らせる」とのこと。

「賃上げについては、検討するがいつまでには言えない。組合の主張する研究費や一時金・退職金など、項目を立てて支給することは考えていない。仮に何らかの形で支給するとなれば賃金に含めて、ということになる。」「私学共済については、検討していない。厚生年金については、その加入基準が 20 時間に緩和されてきた意

味を考えたい。非常勤の労働実態を踏まえて考えることになる。」「授業のアウトソーシングについて、外部の業者にまる投げというような形態でのアウトソーシングはしていない。生命科学部や薬学部の英語科目については、プレゼンテーションなどのスキルが必要なので外部委託しているが、専任が成績評価に責任をもつ形態である。」「組合と苦情処理制度を設立する考えはないが、苦情などは人事課・学事課が窓口になって対応する。」「大人数のクラスについては適正な数にしたいと考えている。」

今後は毎年定期団交を要求し、具体的な成果を獲得できるよう努力します。

(文責 長澤)

大阪工業大学で大幅減ゴマ撤回!!

大阪工業大学の非常勤講師の A さんは、8 月末に次年度の担当コマ数について専任教員からメールで今年度の前期 4 コマ、後期 4 コマから前期 2 コマ、後期 2 コマになると減ゴマの連絡を受けました。A さんは納得いかなかったが、了解しましたとメールで返事を出し、学部からも「よろしくお願ひします。」と返事がありました。

ところが、9 月 28 日に突然、専任教員から定年年齢の学内規定の適用が厳格化

されたため次年度は雇い止めになるとの連絡が入りました。A さんは今年度に大学が配布している「非常勤講師任用規定」では 70 歳が定年と明記されており、学内規定で 64 歳と言われたが納得できないとして組合に相談に来ました。

その後、専任教員も手違いがあったことを認め、10 月 24 日に前期・後期 1 コマずつ担当してもらうことになったとの連絡がありました。その際に減ゴマの理由につ

いて定年ではなく、専任教員がその科目を担当することになったためと理由を変更しました。組合はAさんの意向を受け団体交渉を申し入れました。

は、冒頭で経過に問題があったとして大幅減ゴマを撤回し、組合が要求した前期2コマ、後期2コマ担当してもらうことになったと回答しました。

11月19日団体交渉がおこなわれ大学側

(文責・江尻)

冬期カンパのお願い！！

関西圏大学非常勤講師組合委員長 新屋敷 健

関西圏大学非常勤講師組合が結成されて、まもなく9年目を迎えようとしています。学生数が減少するなか各大学は経営が厳しいとの理由で非常勤講師の雇い止め、減ゴマが相次いでいます。そのために今年度も争議が続出しています。今後、組合活動をさらに強化していくためには財政基盤の強化が不可欠です。大学非常勤講師運動を支援していただける皆様方のカンパへのご協力をお願いします。(振替口座は 00950-2-203528)

愚痴っていても何も変わらない 自らの権利を主張しない者を守る法律はない 今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにあなたも参加しませんか？大学の授業の約1/3を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけではなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付: sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合HP <http://www.hijokin.org/> の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-695-8031)で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替 00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に <input type="checkbox"/> 組合員として加入します <input type="checkbox"/> 賛助会員として加入します		
氏名		氏名のフリガナ
住所()		
Tel	Fax	Email
専門分野		担当科目
非常勤出講先(専任教員の方は専任校も)		

組合費：10000円／年(年収150万円未満の方は4000円／年)

賛助会費：1口1000円／年(3口以上の協力をお願いします)

